

学校法人森友学園瑞穂の國記念小學院  
設置認可申請に関する検証報告

—府職員が校舎敷地を府審査基準に適合すると判断したことの検証—

平成29年4月6日

大 阪 府 教 育 庁  
大 阪 府 総 務 部

## 【大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準（抜粋）】

大阪府知事が、私立小学校及び私立中学校の設置及び収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

《 中略 》

### 7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。
  - ア 当該借地の上に、校舎(倉庫等簡易な建物を除く。)がないこと。
  - イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、将来にわたり、安定して使用できること。
    - (ア) 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
    - (イ) 借地の所有者が国、地方公共団体等の公共的団体であること。



## 【解 釈】

- 1 認可時に土地と施設は自己所有である  
ただし
- 2 校舎敷地以外の土地は安定して使用できる(ア)か(イ)の借地であればよい

## 【H26. 12. 18 開催の大阪府私立学校審議会への提出資料（抜粋）】

- ① 国は、大阪府私学審議会及び国有財産近畿地方審議会にて本件計画が適当の旨答申が得られる前提で、森友学園と期間を10年間とする事業用定期借地契約を締結し、併せて10年以内に底地国有地を買受けるとする売買予約契約を別途締結する予定。
- ② 森友学園は定期借地契約締結の8年後に底地国有地を買受ける意向。
- ③ 国と森友学園が締結する定期借地契約は、借地借家法に基づくもので、仮に森友学園が底地国有地の買受けができずに契約期間の10年間に満了した場合には、契約に基づき底地国有地は更地返還されることとなる。



府私学課職員が、校舎敷地について、認可時には自己所有でなく、8年後に自己所有になると見込み、大阪府私立学校審議会に諮問し、「認可適当(条件付き)」の答申を得たことが「職員の懲戒処分等に関する取扱い基準」に照らし、処分に該当するかの検証を行った。

## 【参 考】

### [経 過]

- ◎2013(H25)年 8月頃～ 森友から「国有地の購入」を  
近財に相談していることを確認  
9月12日 近財の職員が府へ来庁[相談開始]
- ◎2014(H26)年 8月20日 森友が「小学校設置計画書」を府に提出  
10月31日 森友が「小学校認可申請書」を府に提出  
12月18日 私学審 ⇒ 継続審議 [保留]
- ◎2015(H27)年 1月27日 私学審[臨時] ⇒ 条件附答申へ  
答申(1/30付)「条件を附して認可相当と認める」  
2月10日 国有財産審議会 ⇒ [10年間事業用定期借地]及び  
「売買予約契約」了承  
〔※近財説明：2月中に森友と「事業用定期借地契約」及び  
「売買予約契約」を締結する。〕  
5月29日 森友と国が契約を締結  
〔「国有財産有償貸付合意書(事業用定期借地10年間)」  
及び「国有財産売買予約契約書」〕
- ◎2016(H28)年 6月20日 森友と国の売買契約が成立
- ◎2017(H29)年 3月10日 森友が「認可申請」を取り下げ

※ 以下、学校法人森友学園を「森友」、財務省近畿財務局を「近財」、  
大阪府私学審議会を「私学審」と表記する。

## 検証 1. 審査基準への適合性

◇借地【定期借地契約及び売買予約契約が締結される予定】（以下、「本件借地」という。）を「自己所有」とみなし、審査基準に適合すると判断するに至った考え方は何か。

### ■ A主査(H25. 4～H26. 6 末 在)

「基準に照らすと、校舎敷地は借地では不可との認識は当然あった。」

「当該土地は売買契約を前提としており、一旦、瑕疵は出るがいずれ回復するとの認識があったことに加え、文科省通知(H19)により、校地及び校舎に関する自己所有の要件が緩和されていることも踏まえ、教育上支障がないかどうかを総合的に判断していく必要があると考えていた。」

「当時は相談段階でもあり、申請までに整理しなければならないとの意識はあった。」

「正直、相談当初から異動するまでの間は、特に資金面がかなりふわっとした計画になっており、そもそも土地を借りたり、最終的に購入できるのかを優先して指導しており、土地の話は特段、(森友と)議論していない。」

### ■ B主査(H26. 4～現在)

「校舎敷地が借地であった場合、審査基準7に適合しないことは認識していた。」

「以下①、②により将来的に自己所有となるので適合すると判断した。」

「①国が森友と期間を10年間とする事業用定期借地契約を締結し、併せて10年以内に底地国有地を買受けるとする売買予約契約を別途締結する予定であり、将来的には当該土地が自己所有となることが見込まれたこと。」

「②森友は定期借地契約締結の8年後に底地国有地を買受ける意向であり、申請書の資金計画もそのように作成されていたこと。」

「また、文科省通知(H19)により、校地及び校舎に関する自己所有の要件が緩和され、校舎敷地が借地でも可とされていたことも、問題ないと思った要素のひとつ。」

### ■ C補佐(H24. 4～H28. 3 末 在)

「審査基準7(2)イ(イ)に該当するので、適合すると考えていた。」

「(2)「イ(ア)又は(イ)」の校舎敷地が借地であっても可能との規定は、規制緩和を行った際に加えたと認識しており、このいずれかの条件を満たしている場合は、将来にわたり安定して校舎敷地を使用できることから、自己所有と同様に学校の安定的な運営は担保されるので問題ないという認識であった。」

### ■ D課長(H25. 4～現在)

B主査と同様の認識（ただし、文科省通知(H19)に関するコメントは除く）

## 【参 考】

### ○校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について（抜粋）

（平成 19 年 3 月 28 日付 18 文科高第 756 号

文部科学省初等中等教育局長及び同高等教育局私学部長名 通知）

1. 私立学校法第 25 条第1項に規定する資産については ～ 中略 ～ 学校法人を新設する場合、校地及び校舎等の基本財産は、「原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと」としている一方で、「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りではない」としており、一定の場合に校地及び校舎を借用することが認められている。

都道府県知事が、同法第 31 条第1項の規定に基づき、小学校等を設置する学校法人の寄附行為の認可を行うに際し、この「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合」としては、学校の経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、以下のような事例を含むこと。

- (1) 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であつても差し支えないこと。

### 【私立学校法】

#### （資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

- 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

#### （認可）

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

- 2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

## 基準の適合性に関する評価

C補佐は借地でも基準に適合するという誤った認識であった。

それ以外の関係職員全員は『校舎敷地が借地である場合は基準に適合しない』との認識だったが、  
「将来的には当該土地が自己所有となることが見込まれたこと」

「8年後に底地国有地を買受ける意向であり、申請書の資金計画もそのように作成されていたこと」  
から、「一旦、瑕疵は出るがいずれ回復する」と解釈し、  
また「文科省通知（H19）により、校地及び校舎に関する自己所有の要件が緩和されていること」  
の理由により、基準に適合するとみなしていた。

なお、平成19年3月の文部科学省通知において、「長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用である」場合には借地上の校舎を認めていることから、審査基準（2）『ア. 当該借地の上に、校舎がないこと』については、平成24年度の基準緩和時に削除しておいてもよかった。

## 検証 2. 本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに至った根拠

◇森友が買い取ることを、はじめて知ったのはいつ、どこで、誰からか。

### ■ A主査(H25. 4～H26. 6 末 在)

「詳細な日は記憶していないが、森友学園から『当初は国が売りに出している豊中の土地を学校敷地として購入し申請するという話であったが、直ちに土地を購入できないため、近畿財務局と交渉した結果、将来的（7～8年後）に購入することを条件に、一定期間借り上げることになった。』との説明を受けた。」

「近畿財務局の担当者に直接問い合わせたところ、森友学園の言っていることに間違いがないことを近畿財務局の担当者から確認した。」

「記録では平成 25 年 10 月 30 日に近畿財務局に電話で当該土地の賃料を確認していることから、当該やりとりは少なくともそれ以前のことであります。」

「近畿財務局からは、『今後、国の審議会にかけていくにあたり、検討のための資料が必要となってくるので、森友学園に対し、学校設置についての詳細な資料の提出を依頼している。』との説明を受けた。」

### ■ B主査(H26. 4～現在)

「平成 25 年 9 月ぐらいから認可申請の具体的な話が始まっており、私が異動して来た平成 26 年 4 月時点では、申請には本件借地を使用するとのことで既に議論はすすんでいたような感じであったので、いつのタイミングかはわからないが、A主査から聞いたのではないかと思う。」

### ■ C補佐(H24. 4～H28. 3 末 在)

「正確な時期は不明だが、平成 25 年 9 月前後に A主査から当該申請について初めて話を聞いたときには、本件借地とのことであったと記憶している。」

### ■ D課長(H25. 4～現在)

「詳細な日時は不明だが、平成 25 年 11 月頃に近畿財務局が「未利用国有地等の処分等にかかる地域の整備企画等との整合性に関する意見の照会」の文書を持参したという報告を C補佐か A主査から受けた際に、併せて、当該申請にかかる校地（校舎敷地も含む）が本件借地であるとの説明を受け知ったと思う。」

◇「将来購入(売却)」することを「何」を以て確認したか(具体的に「いつ、どこで、誰から」)

- (1) 森友から「将来購入する」との確約をとったか。
- (2) 近財から「将来売却する」との確約をとったか。

■ A主査(H25. 4～H26. 6 末 在)

- (1) (2) 「森友から将来購入する契約を結んだ上で土地を借りる旨の話を聞き、近畿財務局に問い合わせたところ、森友学園の言っていることに間違いがないと言われたことなどから将来購入するものと考えていた。」

■ B主査(H26. 4～現在)

- (1) (2) 「平成 26 年 10 月 31 日付けで提出された設置認可申請書の中で、森友からは契約を前提とした資金計画などが提出されており、また、近畿財務局からも同様の話を聞いており、双方の話が合致することから、大丈夫と判断していた。」

■ C補佐(H24. 4～H28. 3 末 在)

- (1) 「平成 26 年 10 月 31 日付けで提出された設置認可申請書の中で、当該契約を前提とした資金計画などが提出されていたと記憶している。」
- (2) 「私学審の諮問資料で契約内容について詳細に説明していることから、B主査が当然、その内容を国に確認していたものと考えている。」

■ D課長(H25. 4～現在)

- (1) 「名刺交換ぐらいはしたかもしれないが、直接森友とやりとりをしたことはないし、担当者からもそのような話をしたと聞いたことはない。また、特に問題があると思っておらず、そのような指示もしていない。」
- (2) 「平成 25 年 10 月 31 日付けの文書があることなどから、森友と国が土地を契約する確度が高いとの認識であり、特に確約をとっていない。」



◇**具体的で確度の高いものと判断した理由は何か(合理性はあるか)。**

■**B主査(H26.4～現在)**

「森友の契約の相手方が国（公共）であったこと。近畿財務局より府に当該土地を森友学園に最終的に販売することを前提に事業用定期借地契約について相談にきており、具体的な契約内容にも言及していたこと。などの事情を総合的に判断して、将来的に契約が交わせるという前提で取り扱っても問題ないと思っていた。」

■**C補佐(H24.4～H28.3末 在)**

「国も府の認可がないと森友と契約締結できないと言っており、府が認可適当とすれば、森友が土地を安定的に借りることができ、また、そもそも国は当初から森友に土地を貸すにはどうしたらいいのかということで相談に来ていると認識しており、国も契約を必ず履行するということは信頼できたし、反故にするようなことも想定できなかった。」

「平成 27 年 1 月に近畿財務局職員と直接会った際にも、近畿財務局から『森友学園に 11 年後の買い取り前提で賃貸借契約を結ぶには、府の認可適当との判断がないと結べない。』との話があり、『府が認可適当と判断すれば、森友に安定的に貸すことができるのか。』と聞き返すと、『貸すことができます。』との話であった。」

■**D課長(H25.4～現在)**

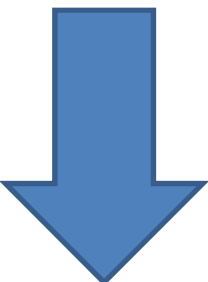

「森友の契約の相手方が国(公共)であったことや、近畿財務局が打ち合わせに来ていたことなどから、契約の確実性は高く、特に問題があるとの認識はなかった。」

「また、そのような認識に至った理由のひとつとしては、国からの土地利用についての照会文書に森友が土地を小学校敷地として取得を希望している旨が記載されていたということもある。」

検証2 本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに至った根拠は何か（その1）

	A主査【当時担当主査】 (H25.4~H26.6)	B主査【担当主査】 (H26.4~現在)	C補佐【当時グループ長】 (H22.4~H28.3)	D課長【所属長】 (H25.4~現在)	備考
平成25年9月12日 近畿財務局職員2名が 咲洲庁舎へ来庁① (近畿財務局から訪問 する旨の連絡があり日 程調整)	<p>《対面:咲洲庁舎 30~60分程度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(国)公有財産売払い手続及び(府)小学校設置認可に係る設置基準等を互いに説明。</li> <li>○近畿財務局からは、森友学園から既に取得希望があがっているとの話は聞いたが、森友学園に積極的に土地を売却したいといった話を聞いた記憶はない。</li> <li>○極めて実務的な内容の協議であったとの記憶。</li> </ul>		<p>担当から、以下のような報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国有地を森友学園に売払うには、その土地を学校の用に供することが条件となるが、私立小学校の設置・認可はいつおりののかとの問い合わせがあったため、審議会の日程を含め、一般的な認可に向けたスケジュールと、認可そのものは、開校直前の3月末となることを説明した。</li> </ul>		
平成25年9月~	<p>↑</p> <p>○時期は定かではないが、森友学園から、直ちに土地を購入できないため、近畿財務局と交渉した結果、将来的(7~8年後)に購入することを条件に、一定期間借り上げることになったとの説明を受けた。</p> <p>○売却を前提に話合いが進んでいるという印象を受けた記憶がある。</p> <p>↓</p>				<p>・ H25.9~10 土地売買契約 から 定期借地契約 売買予約契約 に変更</p>
平成25年10月30日 府職員より近畿財務局 に連絡	<p>《電話:府⇒近畿財務局 10~20分程度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森友学園との話し合いの状況を確認</li> <li>○近畿財務局に、貸付料について確認したところ、「土地の時価から算出されるので正確には示せない。」との回答があった。</li> <li>○また、「今後、審議会にかけていくにあたり、検討のための資料が必要となってくるので、森友学園に学校設置についての詳細な資料の提出を依頼している。」との説明を受けた。</li> <li>○今思い返すと公売にかけられる土地を8年もの間、賃借した上で売却することで話が進んでいることに対し、近畿財務局の対応は親切だなと感じた印象はある。</li> </ul>				
平成25年11月19日 近畿財務局職員2名が 咲洲庁舎へ来庁② (近畿財務局から訪問 する旨の連絡があり日 程調整)	<p>《対面:咲洲庁舎 30~60分程度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近畿財務局が、当該地についての照会文を持参。</li> <li>○正式な認可申請も出ていない段階で回答は難しく、相談があるくらいしか答えられないと説明。</li> <li>○近畿財務局からは、それでも構わないから照会文を受け取ってほしいと言われ、上司と相談する旨を伝え、文書を受領。</li> <li>○後日、上司に相談し、「相談は受けているが、認可はいつになるかわからない」というような内容で回答したと記憶。</li> </ul>			<p>平成25年11月頃に近畿財務局が「未利用国有地等の処分等にかかる地域の整備企画等との整合性に関する意見の照会」の文書を持参したという報告をC補佐又はA主査から受けた際に、併せて、当該申請にかかる校地(校舎敷地も含む)が借地であるとの説明を受けた。</p>	<p>・ H25.10.31 近畿財務局が 「未利用国有地等の処分等にかかる地域の整備企画等との整合性に関する意見の照会」を发出</p>
平成26年4~5月 (4~5回程度)	<p>《電話:府⇒近畿財務局 30分程度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近畿財務局に森友学園との話し合いの状況について確認。</li> </ul>	<p>担当者に就任(H26.4.1)</p>			

検証2 本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに至った根拠は何か（その2）

	A主査【当時担当主査】 (H25.4～H26.6)	B主査【担当主査】 (H26.4～現在)	C補佐【当時グループ長】 (H22.4～H28.3)	D課長【所属長】 (H25.4～現在)	備考
平成26年7月28日 近畿財務局職員1名が 咲洲庁舎へ来庁③ (近畿財務局から訪問 する旨の連絡があり日程調整)	転出(H26.7.1)	<p>《対面:咲洲庁舎 30分程度》</p> <p>○平成26年8月に森友学園から計画書が提出されており、当該申請の進捗状況について話をしたと思う。</p>			<p>・ H26.8 小学校設置 計画書提出</p>
平成26年10月2日 近畿財務局職員複数名 が咲洲庁舎へ来庁④ ※ 統括管理官来庁 (近畿財務局から訪問 する旨の連絡があり日程調整)	<p>この間来訪の 日程調整のための 電話やりとり 数回あり</p>	<p>《対面:咲洲庁舎 30分程度》</p> <p>○統括管理官(担当課長相当)がD課長と名刺交換をしていたと記憶。</p> <p>○具体的にどのような話をしたのか記憶にないが、平成28年4月開校予定であれば、時期的に10～11月末頃に申請しなければ間に合わないので、認可申請の進捗状況について確認に来たと思う。</p>	<p>この間、数回、近畿財務局から、対面や電話で、森友学園の小学校の設置認可申請書提出に向けた進捗状況や私立学校審議会の開催日について問い合わせがあったため、現状や審議会の日程等について説明したとの報告を、担当から受けた。</p>	<p>《対面:咲洲庁舎 数分程度》</p> <p>○当日、近畿財務局の職員が直接咲洲庁舎に来た記録があり、B主査が、そのとき私と近畿財務局の職員と私が名刺交換をしていたと証言しているので、当該名刺は残ってないが、名刺交換ぐらいはしたのかもしれない。</p>	<p>・ H26.10.31 認可申請書 提出</p>
平成27年1月8日 近畿財務局職員2名が 咲洲庁舎へ来庁⑤ ※ 統括管理官来庁 (近畿財務局から訪問 する旨の連絡があり日程調整)		<p>《対面:咲洲庁舎 30分程度》</p> <p>○平成26年12月の私学審が継続審議となったことについて確認するために来庁。</p> <p>○「この先認可が下りる見込みがあるのか」、「下りるとしたらいつ頃の見込みになるのか」との問い合わせがあった。</p> <p>○「早ければ平成27年1月中に開催することも視野に入れて検討はしているが、開催が決まっている訳ではない」、「実際に開催されても認可適当との答申がでるとは限らない。」と回答したと記憶。</p>	<p>《対面:咲洲庁舎 30～40分程度》</p> <p>○認可申請について、平成26年12月の私学審で継続審議となった理由及び今後の審議の見通しについて問い合わせがあり説明。</p> <p>○平成27年2月(予定)の国有財産の売払いの審議会までに、私学審の答申は得られるかという話があり、「いつ答申が得られるかわからない」と返答すると、「審議会の結論を出す時期など、ある程度事務局でコントロールすることはできるのではないのか」との趣旨の発言があり失礼に感じたことと記憶。</p>	<p>①近畿財務局は森友学園に対し国有財産である豊中の土地を定期借地後に売却したいとの意向がある。</p> <p>②国の財産審議会を経た売却手続きで、当該土地の利用目的である小学校設立認可がおりる見込みがあることが必要とされている。</p> <p>・ ①、②の理由から、府の私学審の審議がどうなるかの見通しと許認可の見込みを確認しに来庁している。</p>	<p>・ H26.12.18 私学審 →継続審議</p>
平成27年2月10日 府職員が 近畿財務局訪問		<p>《対面:近畿財務局 1分程度》</p> <p>○平成25年10月31日付け「未利用国有地等の処分等にかかる地域の整備計画等との整合性に関する意見の照会」に関する回答を持参(事務渡し)</p>			
平成28年12月 府職員より近畿財務局 に連絡		<p>《電話:府⇒近畿財務局》</p> <p>○森友学園が国から購入した土地の価格について、当初の収支計画の購入金額と開きがある点について電話で確認。(私学審への報告要)</p> <p>○近畿財務局職員より「時価として適切な価格で契約をしているものだが、詳細な理由については、民間との契約なので話せない」と言われる。</p>			<p>・ H27.5 定期借地契約 売買予約契約 締結</p> <p>・ H28.6 国⇄森友 土地売買契約 締結</p>

近財統-1第1531-2号  
平成25年10月31日

大阪府知事 殿

近畿財務局長 枝廣 直幹



未利用国有地等の処分等に係る地域の整備  
計画等との整合性等に関する意見の照会

平素より国有財産行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

下記未利用国有地等に係る一般競争入札の実施に先立ち、平成25年6月3日付近財統-1第766号をもって貴府における公的取得等要望の有無及び当該財産に係る地域の整備計画や環境保全等に関する貴府の御意見をお伺いしたところですが、今般、下記のとおり本財産の取得等要望がありました。

つきましては、本取得等要望に係る利用計画等の審査に当たり、当該利用計画に係る地域の整備計画等との整合性及び許認可に関して参考となる事項等について、貴府の御意見をお伺いしたいので、文書にて御回答願います。

記

1. 財産の所在等

所在地	地目	数量 (㎡)	備考
豊中市野田町1501番	宅地	8,770.43	

2. 取得等要望の内容

相手方 学校法人森友学園

利用計画 小学校敷地

担当

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(1)

Tel 06-6949-6386 Fax 06-6949-6112

## 本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに至った根拠に関する評価

「将来的に自己所有となることの確約の担保」については、以下の4点から、私学課職員は、相当程度の確実性があるものとの認識により判断していた。

- ① 森友からは、『認可申請に係る資金計画において、8年後に購入する計画が示されていた。』こと
- ② 近財からは、『平成25年9月以降に、適時、来課や問い合わせがあった。』こと
- ③ 森友と近財それぞれの発言内容が合致していたこと
- ④ 近財が、本府に対して、平成25年10月31日付けで発出した照会文書において、「取得等要望」に森友との記載があったこと

しかしながら、森友提出の資金計画において借地の購入が8年後であったことから、本件借地が将来的に「自己所有」となると判断するに当たっては、森友からの資金計画や近財とのやり取り、近財からの書面のみを根拠とするのではなく、森友の財務状況について、より客観的な資料等に基づき購入の確実性を検討の上、判断すべきであった。

以上、自己所有となるとの当時の判断は、十分な根拠に基づいてなされたものとはいえない。

### 検証 3. 判断の決定プロセスの適正さ

#### ◇判断は私学課の担当職員と上司(課長)で共有(共通の認識)されていたか。

時期は定かではないが、B主査とC補佐の間においては、意見交換がなされていたことが確認できた。更にC補佐からは、D課長へ自身の解釈を説明した旨のコメントがあったが、D課長の明確な記憶はなかった。

#### ■B主査(H26.4～現在)

「時期は忘れたが、C補佐と基準7の(1)、(2)について議論になった記憶があり、結局、基準の解釈は違ったものの、最終的にどちらも基準には適合するとの話になり、それ以上議論にはならなかったと思います。」

#### ■C補佐(H24.4～H28.3末在)

「計画書が提出(H26.8)された近辺で、自身の解釈をD課長やB主査とレクや打合せ等をする中で言ったと思うが、特に議論になったような記憶はない。」

#### ◇権限ある者が手順を踏んで最終判断を行ったか。

関係職員へ聴取した結果、全ての職員が以下D課長のコメントと同様の認識であった。事実上、当該申請を私学審に諮問するかどうかについての最終判断を(D課長が)行った。なお、形式的には私学審への諮問は部長決裁となっているが、内容の説明はしていない。

#### 【事務決裁規程実施細目】

「私立学校の設置・廃止認可」は部長決裁となっている。

#### ◇本件借地を「自己所有」と同じ扱いとすることについて、リーガルチェックをしたか。

D課長、C補佐及びB主査ともに、「特に問題あるとの認識はなかったので、確認は行っていない」とのコメントであった。

## 【参 考】

管理用紙（提案文書）

年 度	平成26年度	文書番号	私 第2826号
受 領 日		起 案 者	私学・大学談
起 案 日	平成 26年 12月 5日		私立大学／宗教・各領域グループ
決 裁 日	平成 26年 12月 9日		一般役員等 阪上 夏彦
施 行 日	平成 26年 12月 10日		（電話番号： 4809 ）
処 理 期 限	平成 年 月 日	公 印	公印夏
分類記号	S-02-00	授 与 者	石川 純子
簿 目 番 号	253-1	保 存 期 間	長期(11年)
題 名	私立学校審議会の諮問・答申		
公開用 簿目件名	私立学校審議会の諮問・答申		
保存満了日	平成 38年 3月 31日		
文 書 題 名	大阪府私立学校審議会への諮問について		
公開用 文書題名	大阪府私立学校審議会への諮問について		
決 裁 関 与 者	大江 梓子 [前副文化庁] [部長]		
	十 十 新一 [前副文化庁] [次長]		
	吉本 善 [私学・大学談] [副長]		
	加世堂 幸始 [私立大学／宗教・各領域グループ] [副長補佐]		
	小 尾 武志 [私立大学／宗教・各領域グループ] [主査]		
関 係 者	長澤 新一 [私学・大学談] [参事]		
	大 宅 豊紀 [私立大学／小中高振興グループ] [副長補佐]		
	櫻 井 正 三 [私立大学／小中高振興グループ] [主査]		
	丸 衣 秀夫 [私立大学／小中高振興グループ] [一般役員等]		
	中 村 征紀 [私立大学／幼稚園振興グループ] [副長補佐]		
	野 元 雅史 [私立大学／幼稚園振興グループ] [主査]		
	橋 本 寛正 [私立大学／宗教・各領域グループ] [主査]		

◇私学審の場で本件借地が認可基準を満たすことを説明し了解を得たか。

■ B主査(H26.4～現在)

「審査基準に適合するかどうかの解釈については、改めて説明はしていない。

議案書(参考資料)の内容については、読みあげて説明していたと記憶している。」

「校舎敷地が事業用定期借地契約及び売買予約契約となっていること(借地の上に校舎が建つこと)については、特に議論となるようなことはなかった。」

「契約が未契約であることについては、本当に国との賃貸契約は大丈夫なのか、との意見があったが、国と森友が協議しており、私学審の認可相当との判断があれば、国の国有財産近畿地方審議会にかけられるという旨を説明し、大丈夫と思うとの話をした。」

「はっきりとは覚えていないが、私学審の資料(小学院位置図)に、森友と国の土地に関する契約について記載したのは自分だと思う。また、審議会資料に書き込む際、自分は土地に関する契約等のあまり詳しくないので、おそらく近畿財務局に内容を確認してもらったのだと思う。」

■ C補佐(H24.4～H28.3末在)

「B主査が議案書(参考資料)の内容を丁寧に読み説明していたと記憶。」

「土地の点については、「本当に国との賃貸契約は大丈夫なのか」、「国が本当に森友学園に貸し付けるのか」などの意見があったと記憶しているが、近畿財務局がわざわざ持ちかけてきた話であり大丈夫との話をした。」

■ D課長(H25.4～現在)

「B主査が冒頭に資料の内容をそのまま読み上げ説明したが、特に本件借地の上に校舎があることについて、意見や議論はなかった。」

「森友が、国と契約できるのかというような話があったことは記憶している。」



## 【参 考】

### 【H26.12.18 私学審資料「議事録」抜粋】

(事務局) 土地の契約については、来年2月に国の審議会を通した上で契約を交わすということになっているので、大阪府の私学審議会でも認可しかるべしという答申が出るという前提のもとで国の審議会が行われると聞いておりますので、最終的に土地を借りられる契約については2月の審議会の後ということになるので、そこが通らないことには土地を借りるという話も進みませんし、当然そこに建設されるという行為が進むこともない。

### 【H27.1.27 私学審資料「議事録」抜粋】

(委員) 国有地の借り上げですが、10年後に購入ですか。

(事務局) 10年以内(に購入)です。

(委員) 国有地の借り上げは、今回の私学審でOKが出れば、おそらく借り上げ申請されて、(国から)OKがでるのですか。

(事務局) 国有地の方は、実際、国が優先的に売却する相手先としては公益法人となっており、今回、森友学園が学校教育法的一条校である小学校を作るということで認めらるということになっている。本審議会での認可の条件は土地が所有できるということであり、国の土地売却に関する審議会では、一条校ができるということが条件となっています。双方で認可が下りるということを前提で話を進めておりましたので、2月7日に国の審議会がご  
ざいますので、例えば12月の審議会でもOKとなっておりましたら、その契約条件の細部に詰めに入って契約に移るということでしたが、1月の臨時会にということになりましたので、条件付で認可しかるべしとなりま  
すと、国は契約に走ると、そういう手はずになっています。

(委員) 国との契約は売買契約ですか。

(事務局) 10年間の定期借地契約を行ったうえで、その契約期間内に購入予約をする  
という内容で締結すると聞いております。

### 【梶田私学審会長の発言】

○「事前レクで、近畿財務局と府の担当課で話し合いがあると聞いていた。土地の取得は大前提である。どのように折衝したかは聞いていなかった。確約ということ私学審委員が納得できるよう説明してもらう必要がある。私も関心を持っていた。審議会の中でも時間を割いて議論したと記憶している。」

(H29.2月定例会本会議 参考人招致(3/23) 維新 青野委員 質疑に対する梶田会長答弁)

### 【梶田私学審会長の発言】

○「認可を判断する段階で自己所有になっているかどうか大事。ですから途中のどこかの段階でなればいい。～中略～ 要は最後の段階で自己所有になっていて、  
実地調査で確認されればそこはクリアされる。」

(H29.2月定例会本会議 参考人招致(3/23) 自民 みつぎ委員 質疑に対する梶田会長答弁)

## 判断の決定プロセスの適正さに関する評価

今回の事案に関しては、小学校を新たに認可するという稀な案件であることや森友からの事前相談、計画書の提出時からの資金面の不安定さ等を勘案すると、「私学審議会への諮問(H26.12)」に係る決裁時、または、それまでに決裁権者たる部長へ報告・相談するなどして、その判断を仰いだうえで、私学審へ諮問することが望ましかった。

私学審会長への事前説明や審議会当日に関しては、本件借地上に校舎が建つことの説明はなされているが、結果として、私学審会長が事実と異なる認識を有していたことや、審議会において、「売買予約契約」の担保性について議論が十分になされていないことなどを踏まえると、基準適合性の面からの議論が十分であったとは言い難く、審査基準の解釈について、同基準を示したうえで丁寧に説明するといった配慮がなされていなかった。

## 検証4. 私学課外からの関与

◇森友の認可に関して、課外の者からの「問合せ・状況確認等」があったか。また、その際、職員はそれらにどのように対応したか。

森友の認可申請に関し、4件の問合せ等が確認されたが、いずれも私学審の審議の状況や議事録の開示といった事実関係を確認する内容であった。

### 私学課外からの関与に関する評価

私学課外からの問合せによって、認可申請に係る手続きへの影響は確認できなかった。

#### 【梶田私学審会長の発言】

(委員) 審議の期間中に他の政治家や国の方々からの接触や働きかけなどはあったか。

(会長) 一切なかった。近畿財務局や文部科学省、政治家もなかった。

私だけでなく、私学審の他の委員もそうであると思う。

(H29.2月定例会本会議 参考人招致(3/23) 維新 青野委員 質疑に対する梶田会長答弁)

## 職員の処分について

- 職員は、校舎敷地が借地である場合は基準に適合しないとの認識であったが、将来的な土地所有の見込みや借地上の校舎を認めるとの文科省通知などにより、問題ないものとしていた。
- 借地が将来的に自己所有となるとの判断は、森友からの資金計画等だけによるもので、客観的な資料等で確認しておらず、十分な根拠に基づいてなされたものとはいえない。
- 私学審に諮問する決裁手続きにおいて、審査基準への適合性について決裁権者である部長への丁寧な説明を行っていなかった。
- 私学課外からの問合せによって、認可申請に係る手続きに特別な配慮等の影響は確認できなかった。
  
- 処分対象者については、当該認可申請に係る審査基準の適合性の判断にあたり、財務状況の確認や上司への報告相談等を十分に行っていないことから、当時の所属長の責任を問う。
- なお、部下職員については、適時、上司へ報告等を行っていたため、その責任は問わない。

1 処分日 平成29年4月6日

2 被処分者等

1 被処分者	教育庁 課長級職員（事務）、53歳
2 処分内容	「嚴重注意」
3 処分理由	大阪府私立学校審議会への諮問にあたり、決裁権者である部長への報告等を十分に行うことなく、事務手続きを行った

※年齢は処分日現在

## 【参 考】

○被聴取者 4 名

H25	H26	H27
部長		
次長		次長
府民文化部私学・大学課		
<b>D課長〔所属長〕</b>		
参事		参事
<b>C補佐〔グループ長〕</b>		
<b>A主査〔担当主査〕</b> (~H26.6)	主査(H26.7~)	<b>B主査〔担当主査〕</b>
主査	<b>B主査〔担当主査〕</b>	主査

○聴取者 3 名

教育庁教育総務企画課

主査 1 名

総務部人事局人事課

課長補佐 1 名、主査 1 名